

# 策定の意義及び策定に当たっての 基本的考え方

## 策定の意義

- 2013（平成 25）年 3 月、おおむね 2030 年頃を念頭に多摩の進むべき方向性を示した「新たな多摩のビジョン」を策定し、これまで、本ビジョンを踏まえた具体的な取組を進めてきたが、一方で、この間、多摩地域を取り巻く諸状況は大きく変化している。
- 2013（平成 25）年 9 月、2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催（以下、「東京 2020 大会」という。）が決まり、また、2015（平成 27）年 9 月には、ラグビーワールドカップ 2019™ が東京スタジアムを中心に開催することが決まるなど、これら両大会の開催を契機として、多摩地域の更なる発展につながる絶好の機会が訪れている。
- 国においては、2014（平成 26）年から地方創生の取組が始まり、東京都及び市町村においても、地方版総合戦略を策定するなど、地域の活性化に向けた取組を推進している。
- また、近年、第 4 次産業革命と呼ばれるように、技術革新の動きが目覚ましく、自動車の自動運転や小型無人機（ドローン）の実用化が視野に入るほか、今後も、ロボットや AI（人工知能）\*、IoT (Internet of Things)\*、ICT (Information and Communication Technology) \*などの技術進展により、生産性や生活の質の向上につながることを期待されている。
- 2013（平成 25）年度以降、政府が毎年掲げる成長戦略（日本再興戦略、未来投資戦略）の中では、こうした第 4 次産業革命の実現として、イノベーション創出やシェアリングエコノミーの推進などを掲げるほか、攻めの農林水産業の展開や観光立国の実現、国家戦略特区\*による大胆な規制改革などを打ち出し、大胆かつスピードをもって実行していくとしている。
- 加えて、2015（平成 27）年 4 月には、新たに都市農業振興基本法が制定され、同法に基づき 2016（平成 28）年 5 月に策定された「都市農業振興基本計画」では、都市農地の位置付けを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全することを明確にした上で、必要な施策の方向性を示している。

- 都においては、2016（平成28）年12月、東京2020大会の成功とその先の東京の未来への道筋を示す「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」(以下「2020年に向けた実行プラン」という。)を策定し、また2017（平成29）年9月には、2040年代の都市像とその実現のための方策を明らかにする「都市づくりのグランドデザイン」を策定した。
- こうした諸状況を踏まえ、多摩地域の振興においても、改めて、当面の取組、また、長期の視点に立った方向性を提示するため、新たに「多摩の振興プラン」を策定することとした。

### 策定に当たっての基本的考え方

- 新たに策定する「多摩の振興プラン」は、「2020年に向けた実行プラン」及び「都市づくりのグランドデザイン」の策定を受け、実行プランを踏まえた当面の取組、さらには、2020年の先を見据えた、多摩の目指すべき地域像やその実現に向けた施策の方向性を示すものである。
- 実行プランを踏まえた当面の取組については、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」に掲げた様々な政策を効果的・重層的に展開すべく、実行プランの内容を、多摩に特化した視点でより具体的に整理・提示している。
- また、2020年の先を見据えた、多摩の目指すべき地域像やその実現に向けた施策の方向性については、「都市づくりのグランドデザイン」に掲げる内容も踏まえる（特に、第5章“都市づくりの戦略と具体的な取組”の内容と整合を図る）形でまとめている。
- さらに、多摩地域は、それぞれの地域によって置かれた状況が異なり、その特性や課題も様々であることから、本プランにおいては、こうした地域の実情をきめ細かく把握し、整理している。
- なお、本プランは、これまでの「新たな多摩のビジョン」に代わるものとして位置付けているが、同ビジョンで掲げた考え方や方向性については、一定程度踏襲している。

